

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 22 日

松浦市長 友 田 吉 泰

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称

稗木場地区自治会

(2) 区 域

松浦市行政区の稗木場地区内

(3) 主たる事務所

松浦市志佐町稗木場免 1108 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所 在 地
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 1
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 2
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 3
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 4
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 5
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 6
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 7
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 8
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 9
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 10
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 11
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 12
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 13
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 14
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 15
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 16
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 511 番第 17

保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 5 1 1 番第 1 8
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 5 1 1 番第 1 9
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 5 1 1 番第 2 0
保安林	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 5 1 1 番第 2 1
保安林	15834 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 5 1 1 番第 2 2
保安林	330 m ²	松浦市志佐町稗木場免字郷在 5 1 1 番第 2 2 の 1
保安林	13685 m ²	松浦市志佐町稗木場免字遠見原 5 1 2 番第 1
墓地	495 m ²	松浦市志佐町稗木場免字遠見原 5 1 2 番第 2
保安林	595 m ²	松浦市志佐町稗木場免字遠見原 5 1 3 番
保安林	21817 m ²	松浦市志佐町稗木場免字遠見原 5 1 4 番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

No.	氏名又は名称	住 所
1	千北 秀一	松浦市志佐町稗木場免 1 1 5 9 番地
2	金子 薫	松浦市志佐町稗木場免 3 7 8 番地
3	大畑 磨	松浦市志佐町稗木場免 2 4 3 番地
4	大石 昭人	松浦市志佐町稗木場免 7 6 9 番地
5	古川 芳雄	松浦市志佐町稗木場免 9 2 7 番地
6	大石 忠太郎	松浦市志佐町稗木場免 9 2 4 番地
7	井手 朝雄	松浦市志佐町稗木場免 7 5 9 番地
8	末吉 時雄	松浦市志佐町稗木場免 7 7 3 番地
9	金子 豪	松浦市志佐町稗木場免 3 9 4 番地
10	深見 岩四郎	松浦市志佐町稗木場免 4 4 8 番地
11	森田 松美	松浦市志佐町稗木場免 3 7 1 番地
12	金子 唯美	松浦市志佐町稗木場免 3 2 1 番地
13	松園 都圭美	松浦市志佐町稗木場免 3 1 8 番地
14	中尾 博	松浦市志佐町稗木場免 1 1 2 4 番地
15	千北 貞仁	松浦市志佐町稗木場免 1 1 3 4 番地
16	田中 美一	松浦市志佐町稗木場免 1 1 3 6 番地
17	金子 輔三郎	松浦市志佐町稗木場免 2 9 0 番地
18	内野 永雄	松浦市志佐町稗木場免 2 9 8 番地
19	金子 力士	松浦市志佐町稗木場免 1 8 7 番地
20	浦上 国忠	松浦市志佐町稗木場免 1 9 0 番地
21	浦上 續雄	松浦市志佐町稗木場免 2 4 1 番地の 1
22	浦上 寛逸	松浦市志佐町稗木場免 2 1 5 番地
23	松本 徳衛	松浦市志佐町稗木場免 2 2 1 番地
24	千北 倭	松浦市志佐町稗木場免 2 4 3 番地
25	百枝 保	松浦市志佐町稗木場免 2 3 2 番地

26	宮永 虎四郎	松浦市志佐町稗木場免1176番地
27	中山 栄	松浦市志佐町稗木場免1158番地
28	千北 虎愛	松浦市志佐町稗木場免1154番地
29	浦上 直四郎	松浦市志佐町稗木場免273番地
30	三角 光造	松浦市志佐町稗木場免265番地の1
31	桑山 三美	松浦市志佐町稗木場免264番地
32	宮永 政幸	松浦市志佐町稗木場免1179番地の1
33	大川内 勉	松浦市志佐町稗木場免2000番地の1
34	千北 永雄	松浦市志佐町稗木場免2120番地の1
35	宮永 義美	松浦市志佐町稗木場免1980番地
36	友広 寛	松浦市志佐町稗木場免1637番地
37	磯田 定雄	松浦市志佐町稗木場免2053番地の2
38	友広 岩雄	松浦市志佐町稗木場免1419番地
39	太田 嘉一	松浦市志佐町稗木場免1465番地
40	友広 亀吉	松浦市志佐町稗木場免1421番地
41	前田 定	松浦市志佐町稗木場免1373番地
42	前田 朝通	松浦市志佐町稗木場免1245番地
43	豊増 順吉	松浦市志佐町稗木場免1361番地
44	木原 慶一	松浦市志佐町稗木場免1399番地
45	前田 伸義	松浦市志佐町稗木場免679番地
46	前田 政義	松浦市志佐町稗木場免1993番地

3 異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期 間

令和8年7月22日から令和8年10月26日まで

(2) 方 法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項の規定による
申出書及び関係書類を提出すること。

郵送での提出も可とする。（令和8年10月26日消印有効）

(3) 提 出 先

〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免365番地

松浦市総務課